

(平成22年7月28日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認三重地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
厚生年金関係	5 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和41年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和30年3月にA社へ入社し、41年4月1日に同社C支店に転勤したが、平成5年3月31日に定年退職するまで継続して勤務していた。しかし、厚生年金保険の加入記録には1か月の空白期間がある。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社発行の在籍期間証明、同社から提出された申立人の従業員カード、D健康保険組合から提出された健康保険被保険者台帳及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和41年4月1日に同社B支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和41年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和41年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年6月から同年7月25日まで

厚生年金保険の記録では、資格取得日が昭和21年7月25日となっているが、A市のB社に入社したのは同年6月である。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は「B社に臨時工として入社した。申立期間の厚生年金保険料は控除されていない。」と供述している上、同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、昭和21年7月25日付けで申立人と同時に厚生年金保険被保険者資格を取得している24人の同僚のうち1人から、「当該事業所には21年4月に入社したが、養成期間があり、厚生年金保険に入ったのは3か月後である。」との供述があったことから、同事業所においては、必ずしも入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかったことがうかがえる。

また、申立期間における申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除についてB社に照会したところ、当時の資料が残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、B社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間について申立人の氏名は無く、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳索引票及び厚生年金保険被保険者台帳においても、申立人の資格取得日は昭和21年7月25日と記録されており、これは、上記被保険者名簿及びオンライン記録の資格取得日と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 8 月 16 日から同年 12 月 7 日まで

申立期間に乗船していたA丸の雇入年月日は、昭和 32 年 10 月 11 日、雇  
止年月日は同年 12 月 7 日と船員手帳に記載されているが、実際の同船の雇  
入年月日は同年 8 月 16 日であったと記憶している。しかし、当該期間の船  
員保険の記録は見当たらないとの社会保険事務所（当時）の回答であったが、  
申立期間に同船に乗船していたことは間違いない。申立期間について船員  
保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、船員手帳に記載された雇入年月日及び雇止年月日をもって当該  
期間が船員保険の被保険者期間に該当するのではないかと主張しているが、  
船員手帳の雇入契約の記載は、船員法において海上労働の特殊性を考慮し、  
労働者保護の実効性を期すため、船員が船舶に乗り込む前に行政庁があらか  
じめその労働条件の適法性等を確認するために設けている労働契約の公認制  
度であり、必ずしも船員保険の被保険者期間と一致するものではないため、  
申立人が所持する船員手帳に記載の雇入年月日及び雇止年月日をもって、当  
該期間について、直ちに船員保険被保険者資格の取得日及び喪失日の根拠と  
することはできない。

また、船舶所有者名簿及び船員保険被保険者名簿により判明した当時の船  
舶所有者に照会を試みたものの既に他界しているため、申立人の申立期間に  
係る勤務実態、船員保険の適用及び船員保険料の控除の状況について関連資  
料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人がA丸と一緒に勤務していたと供述する複数の同僚の申立  
期間に係る同船での船員保険の被保険者記録は見当たらない上、同船の船員

保険被保険者名簿に記載されている複数の同僚に照会したところ、いずれも申立人のことを記憶しておらず、申立人の勤務期間及び船員保険の適用状況等について確認できる供述を得ることはできなかった。

加えて、A丸の船員保険被保険者名簿の被保険者証記号番号\*番（昭和32年5月1日資格取得）から\*番（昭和32年12月10日資格取得）までを調査したが、申立人の氏名は無く、被保険者証記号番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 46 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 3 月 11 日から同年 7 月 2 日まで  
私は、平成 6 年 3 月から A 社に正社員として勤務し、土工等の仕事をしていた。申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成 6 年 5 月分の給与明細書から判断すると、申立人が申立期間のうち、当該月に A 社に勤務していたことは確認できる。

しかし、当該給与明細書からは、申立期間のうち、平成 6 年 5 月について厚生年金保険料を給与から控除されていないことが確認できる。

また、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について、A 社に照会したところ、「申立人は、正社員ではないため社会保険には加入させておらず、保険料の納付も行っていない。」と回答している上、同社の事務担当者は、「職人は基本的に社会保険に加入することは無い。当社の社会保険リストに申立人の氏名は無く、欠番も無いため申立人が社会保険に加入した形跡は見当たらない。」との回答があった。

さらに、オンライン記録において、A 社の整理番号\*番（平成 6 年 1 月 1 日資格取得）から\*番（平成 6 年 8 月 1 日資格取得）までを調査したが、申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人の A 社における雇用保険の加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 1139

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 48 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 10 月 21 日から 8 年 4 月 1 日まで  
障害年金の相談に行った折、申立期間の加入記録が無いと言われたが、申立期間当時は、A社の契約社員として勤務しており厚生年金保険に加入していた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A社における元役員及び同僚の供述により、勤務期間は特定できないものの、申立人が派遣社員として同社に雇用されていたことは推認できる。

しかし、申立期間に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてA社の元役員に照会したところ、「届出及び保険料の控除は資料が無いので詳細は不明であり、保険料は控除していないと思う。」との回答があった。

また、申立期間にA社の事務担当をしていた同僚に照会したところ、「派遣社員は、最初のころは厚生年金保険に加入させていたが、いつごろからか厚生年金保険に加入させなくなった。申立人がいつごろ勤務していたかは記憶していないので、厚生年金保険に加入していたかは不明。」との回答があった。

さらに、オンライン記録において、A社の整理番号\*番（平成6年4月1日資格取得）から\*番（平成8年5月1日資格取得）までを調査したが、申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人のA社における雇用保険の加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 三重厚生年金 事案 1140

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 5 年 4 月 6 日から同年 12 月 1 日まで  
② 平成 8 年 1 月 1 日から同年 11 月 11 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。しかし、私は申立期間①にA社で勤務し、申立期間②にB社で勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人のA社における雇用保険の加入記録により、申立人が同事業所で勤務していたことは確認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社は平成7年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①については、同事業所は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立人が記憶している同僚は、「申立期間①当時、A社は厚生年金保険に加入しておらず、自分で国民年金に加入していた。」と供述している。

さらに、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてA社に照会したところ、「申立期間①は、当社が厚生年金保険の適用事業所となる前であるため、給与から厚生年金保険料の控除は行っていない。」との回答があった。

申立期間②について、申立人が記憶しているB社における同僚に照会したところ、「申立人は平成8年4月ごろから同年9月ごろまで当事業所に勤務していた。」と回答している上、同事業所が提出した申立人に係る平

成8年分の源泉徴収票の写しには、退職日が平成8年9月5日と記載されていることから、申立人が同事業所で勤務していたことは確認できる。

しかし、B社に厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について照会したところ、「申立人は臨時職員であり、厚生年金保険料は控除していない。」との回答があった上、前述の申立人に係る平成8年分の同事業所における源泉徴収票においても、厚生年金保険料を控除していなかったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。